

「若年妊産婦支援促進事業」業務委託企画提案仕様書

1 委託業務名

「若年妊産婦支援促進事業」業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 事業の目的

10代の母親など若年妊産婦が、子育てをしながら社会生活を送るために必要な情報や経験の機会を得ることにより、将来的に自立した生活へ導くきっかけをつくるため、情報収集・情報発信や出張講座及び市町村における「若年妊産婦の居場所」設置促進などを実施する。また、若年妊産婦の出現時、地域で速やかに支援が行えるよう、支援人材の育成を行う。

4 業務の内容

(1) 情報収集・情報発信等

若年妊産婦に対する相談窓口の紹介や子育て支援情報、就労や転職、資格取得や復学などの情報、各種手続きの方法や居場所に関する情報などを集約し、当事者の利用ニーズに合わせたSNS等で発信する。また、若年妊産婦との連絡手段としても、このSNSを活用する。

① SNSを使った情報の発信

以下ア～オの情報及び関連情報を、タイムリーに、また、定期的に発信するために、SNSを活用する。

ア. 各市町WEB上で発信している、保育園情報や各種手当の手続き、子育てに関する情報などへのリンク

イ. 民間団体等から発信される子育てのノウハウやイベント情報など。

ウ. ハローワークや職業訓練、若年女性に特化した民間企業等からの就労に関する情報、各種資格取得や復学などの学び直しの情報など。

エ. 日々の生活に役立つ、暮らしや金銭管理の情報など。

オ. SNSが絡んだ性犯罪や闇バイトなどに巻き込まれないための注意喚起。

② SNSを使ったニーズ調査

若年妊産婦が必要としている支援や情報などのニーズを把握し集約する。

③ 業務実施にあたっての留意事項

- ・ 偽情報や盗用
- ・ 著作権や肖像権
- ・ 個人情報

- ・ 誹謗中傷
- ・ 景品表示法違反等の違法な表記
- ・ 乗っ取りや凍結

(2) 出前講座等によるスポット型の居場所の実施及び導入のコンサルテーション等

若年での妊娠・出産及び子育てにより機会を逃した体験や、今の生活に必要な知識を学ぶ場として、身近な地域に出前講座等によるスポット型の居場所を実施し、若年妊産婦たちが、より豊かな人生を選択できるような助言を行う。また、居場所を導入するために、地域と人材、関係機関をつなぐなどのコンサルテーションを行い、居場所の継続的な実施への助言等を行う。

加えて、「10代の子育てに応援者がいる」ことを周知し、自己肯定感につながるような働きかけを行うこと。

※「スポット型の居場所」とは、単発・不定期開催による居場所を指す。支援対象者と支援者をつなぐ役割を持ち、試行的開催が可能で、導入時の運営側の負担感が少ない。

① スポット型居場所での出前講座等の主な内容

- ア. 若年妊産婦のニーズに合わせたテーマ設定で行う講座
- イ. 居場所実施に興味関心のある地域の人材が、得意とするジャンルを生かした講座
- ウ. 施設等が持つ機能を活かした講座

② 実施場所

会場の選定にあたっては、若い女性がこども連れで参加するに適した会場を選定すること。若年妊産婦支援への興味関心があり、将来的に「若年妊産婦支援の拠点」となる可能性がある施設、または若年出産の出現率が高い市町村での実施を優先的に検討すること。

- ア. 市町村に実施の希望を募り、希望に応じて導入のコンサルテーションを行う。
- イ. 若年妊産婦支援に興味関心がある施設を発掘し、導入のコンサルテーションを行う。
- ウ. 居場所実施に興味関心のある地域の人材を地域とマッチングし、導入のコンサルテーションを行う。

③ 対象者

10代の妊婦及びおおむね10～20代前半子育て中の女性及びその付き添い者等

④ 業務実施にあたっての留意事項

会場内に、こどもの一時預かり保育の場を設け、若年妊産婦が安心して参加するとともに、こどもが安全に過ごせる環境をつくること。（保険の加入は必須）

※上記に係る具体的内容のほか、若年妊産婦を対象とした場合に効果的な講座内容や周知方法、実施方法等について、企画提案してください。

(3) 「若年妊産婦支援員養成講座」

若年妊産婦支援に特化した専門の支援員（若ママコンシェルジュ（仮称））を地域ごとに養成する講座を開催するために必要なカリキュラムを策定するとともに、令和7年度にモデル的に実施する「非常設型若年妊産婦の居場所設置モデル事業」により設置する

簡易的な若年妊産婦の居場所に対する助言及び課題の把握を行う。

① 若年妊産婦支援員養成講座のカリキュラム策定に係る主な内容

次年度以降に若年妊産婦に対する専門の支援員を養成する講座を開催するために必要な要項及びカリキュラムを策定する。なお、策定にあたっては、若年妊産婦支援に必要とされる幅広い知識とスキルが得られるよう、様々な分野の専門家や有識者※で構成する検討委員会を立ち上げて意見を聴くこと。

また、検討委員会は複数回の開催を想定しており、委員への報酬や開催場所の検討等、委員会の運営事務も担うこと。

② 「非常設型若年妊産婦の居場所」に対する助言等の主な内容及び検討委員会への情報共有について

令和7年度にモデル的に設置する「非常設型若年妊産婦の居場所」の運営に対する支援や助言等を行うため、以下の業務を担うアドバイザーを配置すること。

ア 「非常設型若年妊産婦の居場所」の運営や若年妊産婦支援に対する助言及び情報提供。

イ 今後、「非常設型若年妊産婦の居場所」を全県的に展開するために、モデル事業において把握した課題等の整理。

ウ 「若年妊産婦支援員養成講座」カリキュラム策定に必要とされる情報の収集及び共有や、市町村及び関係機関等との課題や連携のあり方等を検討委員会に提供する。

(4) 実施状況の報告

受託事業者は、業務の実施状況及び4(3)②で把握した課題や検討内容等を取りまとめ、翌月10日までに沖縄県に提出・報告すること。

また、業務遂行に当たり、必要に応じて沖縄県と運営会議を行うこと。

5 成果品

業務終了時に、令和7年度の業務報告書を印刷製本して2部提出するとともに、電子記録媒体（CD-R等）に保存し1部提出すること。

6 著作権

成果品の著作権は沖縄県に帰属する。ただし、本業務の実施に当たり、第三者の著作権、その他の権利に抵触するものについては、受託事業者の責任をもって処理すること。

7 再委託

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

また、契約金額の50%を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行

を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行にあたり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることできる業務等の範囲は、「4 業務の内容」のうち、以下に定める「その他、簡易な業務」とする。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理、複写・印刷・製本・発送、原稿・データの入力及び集計

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、上記に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはその限りでない。

8 事業実施に係る留意事項

(1) 経費

- ① 事業に係る人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- ② 一般管理費は、人件費及び事業費（再委託費を除く。）の10%までとする。
- ③ 事業の実施に必要な経費については、報酬、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、保険料、雑役務費、燃料費等とする。
- ④ 事業の実施に当たり使用する可能性のある備品については、借料（リース等）及び消耗品費で対応するものとする。

※備品とは「沖縄県財務規則第153条第1項第2号」に定めるものとする。

※消耗品とは「沖縄県財務規則第153条第1項第5号」に定めるものとする。

沖縄県財務規則第153条第1項

- (2) 備品 形状及び性質をかえることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので一品の取得価格又は取得見積価格が10万円以上のものをいう。
- (5) 消耗品 一回又は短期間の使用によって消耗され又はその効用を失うもの並びに備品の形状及びその性質を有するもので一品の取得価格又は取得見積価格が10万円に満たないもの並びに各種庁用書籍図鑑等で一品の取得価格又は取得見積価格が1万円に満たないものをいう。

(2) 事故の取り扱い

- ① 受託事業者は、沖縄県と協議の上、事故報告書の様式を整備すること。
- ② 受託事業者は、本業務中における事故の予防及び発生した事故について必要な措置を取ることを。（※保険に加入するなど対策をとること。）
- ③ 受託事業者は、業務の実施について沖縄県に損害を与えたときは、直ちに沖縄県に

報告し、損害を賠償しなければならない。

- ④ 受託事業者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに沖縄県に報告し、受託事業者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が沖縄県の責に帰すべき事由によるときにはその限度において沖縄県の負担とする。
- ⑤ 受託事業者は、受託事業者の責に帰さない事由による損害については、上記②又は③の規定による賠償の責を負わない。

(3) その他

- ① 業務実施にあたっては、沖縄県と十分に協議を行うとともに、関係機関等との連携に努めること。
- ② 個人情報の収集や利用、管理については、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。）」の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失棄損等を防止するとともに、「個人情報取扱特記事項」に基づき、安全確保の措置を講ずること。

9 報告及び精算

受託事業者は、委託業務完了後 10 日以内又は契約満了日のいずれか早い日まで実績報告書等を提出するものとする。

また、交付を受けた委託料に余剰金が生じたときには、これを返納しなければならない。

10 本業務における労務管理

法令等に従い、本業務に従事する者の労務管理を行うこと。

11 雑則

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、沖縄県と協議の上、決定するものとする。